



平成14年(ワ)第3929号 損害賠償等請求事件

原告 日高 裕 司 外1名

被告 西日本旅客鉄道株式会社

準備書面 (1)

平成14年8月30日

大阪地方裁判所第5民事部合2B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 天野 実



同 加納 克利



記

- 第1 原告らの受動喫煙の状況及び被害に関する主張（訴状4頁）に対する認否
原告らが指摘する乗務員詰所等において、タバコ煙が終日室内に充満しているとの主張は否認する。
- 第2 被告が講じた禁煙・分煙化対策の内容
具体的内容は以下のとおりである。
- ①米原駅乗務員詰所（室内面積約16㎡）
分煙化（乙1）
 - ②野洲駅乗務員休憩所（乗務員詰所）（室内面積約18㎡）
分煙化（乙2）
 - ③京都駅乗務員詰所（3号ホーム）
禁煙化
 - ④高槻駅乗務員詰所（室内面積約31㎡）

分煙化（乙3）

⑤大阪駅5，6番上り方詰所及び7，8番下り方詰所

禁煙化

⑥宮原総合運転所（旧「宮原操車場駅」）乗務員詰所（室内面積約40㎡）

分煙化（乙4）

⑦京橋駅乗務員詰所（上り乗務員乗継詰所、下り乗務員乗継詰所）

禁煙化

⑧放出駅乗務員食事室

禁煙化

⑨西明石駅乗務員詰所（明石車掌区乗務員乗継詰所）

禁煙化

⑩姫路駅乗務員詰所（西）

禁煙化

⑪網干駅乗務員宿泊所（姫路列車区乗務員詰所）（室内面積約32㎡）

分煙化（乙5）

⑫網干駅ホーム乗務員詰所

禁煙化

上記につき、実施時期は、「③京都駅乗務員詰所（3号ホーム）」を除き、平成14年7月1日である（同詰所の禁煙化実施は平成14年8月5日である。）。

実施内容として、「禁煙化」とは文字通り室内を禁煙化した。「分煙化」とは、室内をパーティションで区切って喫煙スペースと禁煙スペースに区分けし、禁煙スペースには「禁煙」と表示（ないし、喫煙スペースに「喫煙」と表示）し、喫煙スペースにはすべて空気清浄器（その処理風量は「急速」で11㎡/分、「強」で8㎡/分、「中」で5㎡/分、「弱」で3㎡/分、適応床面積は65㎡で設置箇所の室内面積以上、人の気配・ホコリ・ニオイを感知するセンサーに

よる自動電源で24時間随時稼動である。乙6参照。)及び換気扇(その処理風量は「①米原駅乗務員詰所」、「④高槻駅乗務員詰所」に設置されたものが15m³/分、「②野洲駅乗務員休憩所(乗務員詰所)」、「⑥宮原操車場乗務員詰所」、「⑩網干駅乗務員宿泊所(姫路列車区乗務員詰所)」に設置されたものが20m³/分)が設置され、かつ、開閉可能な窓が存在している。

以上